



障がい者雇用支援月間

9月は「障がい者雇用支援月間」です。

障がいのあるなしに関わらず、能力に合った職業に就きたいという思いは、仕事をして自立を考える方誰もが持っているのではないのでしょうか。そうした思いをお持ちの障がい者の方やご家族、これから障がい者雇用をお考えの事業主の方を支援する制度や相談できる窓口があります。お気軽に左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ先

ハローワーク二本松
☎(23)0343
Fax(62)2737

9月23日は 手話言語国際デー

毎年9月23日は国連が定めた手話言語国際デーです。

これは、手話が音声の言語

と対等の言語であり、ろう者の人権が完全に保障されるように、社会全体が意識を高めるよう求めているものです。

聴覚に障がいがあり、手話を用いるろう者の方にとって、手話はコミュニケーションの大切な手段です。手話はジェスチャーではなく、独自の体系を持った言語です。

市内の小中学校では、授業の中で手話や聴覚障がいについて児童、生徒が学んでいます。また、市民向けに初歩的な手話の講習会も実施されます。ぜひこの機会に、手話について考えてみませんか？

手話表現「ありがとう」

左手の甲から右手を上げながら頭をさげる。



◎問い合わせ先

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

肢体不自由者来所相談会

日時 10月1日(金)

午後1時～2時30分

場所 県庁北庁舎1階

福島県障がい者総合福祉センター
(福島市杉妻町2-16)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療その他更生に関する相談

※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 9月24日(金)

申込方法

事前に左記まで電話等で申し込みください。

◎問い合わせ・申し込み

福祉課障がい福祉係
☎(55)5113
Fax(22)1547

または各支所地域振興課市民福祉係



9月は不法投棄防止強調月間です

きれいな住みよい地域づくりのため、市では、不法投棄の禁止を呼び掛けています。

しかし、道路脇や待避所などに、空き缶やビニール袋に入ったごみなどのポイ捨てが多く見られます。また、林道の法面などには、家電製品、タイヤ、車両部品など大量のごみが捨てられています。

これらは全て不法投棄です。一人一人が不法投棄は「犯罪」であるという認識を持ち、「不法投棄をしない、させない」という意識を持ちましょう。

不法投棄は「犯罪」です！

通報があった不法投棄ごみの調査をし、状況に応じて警察と連携しながら、投棄者を捜索しています。

不法投棄の罰則

5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金(法人等にあっては、3億円以下の罰金)

ごみ出しを適切に行いましょう！

段ボールや雑誌類などをごみステーションに出す際には、外れないようにひもで十字に束ねて出してください。ひもで縛っていないものは収集できません。

空き缶のコンテナに金属ごみなどの異物が混入している場合について、空き缶以外のごみは収集できません。空き缶のコンテナに捨てることのできるものは、アルミ・スチールマークのある食用・飲料用の缶・菓子缶・缶詰缶などになります。適切な分別についてご協力をお願いします。



◎問い合わせ先

生活環境課環境衛生係
☎(55)5103
Fax(22)4479

または各支所地域振興課市民福祉係



今月の両親学級

皆さんが安心して出産・育児ができるよう教室を開催します。

両親学級(一般コース)

日時・内容 9月12日(日) 午前9時～

・受け付けとマタニティ体験 午前9時15分～正午

・赤ちゃんのお風呂の入れ方と助産師交流

・早産予防のためのお口の手入れ

講師 助産師・歯科衛生士

対象者 市内在住の妊婦さんとそのパートナー、育児中の方、祖父母

申込期限 9月9日(木)



ようこそ赤ちゃんコース

日時・内容 9月24日(金) 午前9時～ 受け付け

午前9時15分～正午

・助産師の講話

「出産直前直後に多いトラブルの対応および母乳育児」

講師 助産師

対象者

市内在住で妊娠後期(おおむね妊娠28週(8カ月)～)の妊婦とそのパートナー

申込期限 9月21日(火)

共通

場所

安達保健福祉センター

募集人数 10組程度

持ち物

母子健康手帳、筆記用具

託児 無料

※事前に申し込みが必要。

※託児を希望される方は、オムツや着替え、ミルクなど

をお持ちください。

◎問い合わせ・申し込み…

子育て世代包括支援センター(安達保健福祉センター内)

☎(24) 8660

Fax(23) 1714

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等

法律の改正

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」の一部が改正されました。

集団接種等でB型肝炎に感染された方が給付金の支給を受けるためには提訴する必要があります。

未だ提訴に至っていない方が多数存在するため、請求期限が令和9年3月31日まで延長されました。

B型肝炎訴訟については、厚生労働省のホームページに、本給付金制度や和解の仕組み等が掲載されていますのでご覧ください。

厚生労働省HP
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/b-kanen/index.html

◎問い合わせ…
健康増進課予防係
☎(55) 5109

Fax(23) 1714

相談会

弁護士によるB型肝炎特措法に基づく電話相談会、無料出張相談会が開催されます。

【電話相談会】

日時 9月11日(土)

午前10時～正午

相談内容 B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

相談料 無料

※通話料は掛かります。

【無料出張相談会】

日時 9月25日(土)

午後1時30分～4時

※受付は午後3時まで

場所 コラッセふくしま 和室

1・2

(福島市三河南町1-20)

相談内容 特措法に基づく救済や手続きの内容、弁護士への依頼の方法等を分かりやすく説明します。

※予約優先、当日会場での申込み可、個人情報厳守。

◎問い合わせ・予約先…

全国B型肝炎訴訟新潟・福島・山形事務所

☎025(223) 1130

Fax025(378) 1662



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

丸又葬儀社

有限会社

本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598

二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

フリーダイヤル **0120-03-5598**

令和3年度集団健(検)診のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、**完全予約制**で行います。
電話またはWeb予約が可能です。時間帯により混雑する可能性があります。



健(検)診会場および日程

健(検)診の種類	会場	日程	受付時間	予約受付開始日
総合健(検)診	安達保健福祉センター	10月 15日(金)～23日(土) 25日(月)～29日(金) 31日(日)	8:00～11:00	9月15日(水) ※9/18・19のみ休日 も電話受付可能
乳がん検診 ※岩代・東和地域 在住の40歳以上 の方が対象です。	岩代保健センター	10月 6日(水)	8:30～9:00 (60歳以上の方) 9:30～10:00 (40歳以上の方) 12:45～13:15 (60歳以上の方)	9月6日(月)
子宮頸がん・骨 粗しょう症検診	岩代保健センター	10月 8日(金)	8:30～9:30	9月8日(水)
	東和保健センター		13:00～14:00	

予約方法 【電話予約】 受付時間 9:00～17:00

予約電話番号 (23)1472

【Web (QRコード) 予約】 24時間受付(受付初日のみ9:00から開始)

・30分単位で予約受付します。

・対象地区の指定はありません。ご都合に合わせて受診をお願いします。



Web予約

受診に向けてのお願い

- ・自覚症状があるなど、健康上の心配がある方は、健診を待たず医療機関を受診しましょう。
- ・3密を避けるため、予約時間内での来所をお願いします。
- ・健診会場内ではマスク着用をお願いします。
- ・熱中症予防のため、健診当日の朝、水100cc(コップ半分)以下であれば飲んでも受診可能です。

◎問い合わせ…健康増進課予防係 ☎(55)5109 Fax(23)1714

「こころの健康について考
えてみませんか？」

いのちを支える「自殺予防週間」

9月10日の世界自殺予防
デーにちなんで、毎年9月10
日から16日までの1週間を
「自殺予防週間」とし、自殺に
ついての誤解や偏見をなくし、
正しい知識の普及啓発に努め
ています。

市内各施設にも、ポスター
やパンフレットを設置し、自
殺予防の普及啓発や相談窓口
の紹介をします。

うつ病

人は誰でも悲しいことや失
敗を体験すると、落ち込んだ
り憂鬱な気持ちになります。

多くの場合時間が経てば元
に戻りますが、このような状
態が続き、日常生活に支障を
きたしてくる場合「うつ病」が
考えられます。

うつ病は、誰もがかかる可
能性のある病気です。心配や
過労・ストレスが続くとかか
りやすくなります。早期発
見・早期治療が大事です。

もし、あなたが悩みを抱えて
いたら…



もし、あなたや、あなたの
周りに悩みを抱えている人が
いたら、ぜひ相談してください。
市では、悩みや不安などを
伺いながら、ご本人やご家族
の相談に応じています。また、
必要に応じて、医療機関やさ
まざまな分野の支援者と一緒
に支援していきます。



こころの健康
ウェブサイト

◎問い合わせ・相談先…

健康増進課予防係

☎(55)5109

Fax(23)1714



ホームスタートは、子育て中のあなたをサポートします

ホームスタートを利用しませんか？

- ・子育てって一人じゃ大変…
- ・お出掛けもできなくて家にこもりがち…
- ・子育てに戸惑ったり、ツライと感じる時に、誰かそばにいてくれたら…

対象
6歳未満のお子さんがいる家庭

利用料 無料

内容
友人のように寄り添いながら一緒に話をしたり、育児・家事をしたりします。

具体的に何をするかは、調整役のオーガナイザーとあなたで一緒に決めます。

・訪問は、週に1回2時間程度(2カ月)が目安です。

・一緒にお話をしたり、育児・家事をあなたと一緒にします。

※ベビーシッターや家事代行はできません。

安心サポート

・訪問するホームビジターは、研修を受けた子育て経験者です。

・訪問中に関わったプライバシーに関する情報は個人情報として慎重に扱い、秘密は厳守されます。



ホームビジター養成講座

未就学児がいる家庭で子育ての手助けをするボランティアを養成します。

あなたの子育て経験を活かしてみませんか？

日程

10月6日(水)、13日(水)、20日(水)、28日(木)
11月4日(木)、10日(水)、17日(水)

時間 午前10時

～午後3時(予定)

会場

二本松福祉センター

内容

傾聴の方法、子どもの理解活動の意義など

申込期限 9月27日(月)

「ファミリーサポートセンター」・「こどもの広場」

- ・「急な残業で保育所や学童クラブに迎えに行けない」
- ・「家族が病気になるってしまい、育児ができない」
- ・「仕事を探しに行きたいけれど、子連れでは…」
- ・「など、ちよつと子どもを預かってほしいという時に利用できるのが「ファミリーサポートセンター」です。ご利用には事前の登録が必要になります。登録料は無料です。

詳しくは、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ・申し込み

NPO法人

子育て支援グループこころ
(市民交流センター2階)

こどもの広場
☎(23) 4740



来年度小学校に入学するお子さんのいるご家庭へ

来年度、小学校に入学予定のお子さんは、平成27年4月2日から平成28年4月1日までに生まれたお子さんです。

このお子さんのいるご家庭には、8月末までに就学時健康診断実施通知書を送付していただきますので、ご確認ください。

通知書が手元に届かない場合は、左記までお問い合わせください。

また、本市へ避難されているお子さんで、来年度、本市の学校へ入学を希望される方は左記まで申し出てください。

◎問い合わせ

学校教育課管理係

☎(55) 5151
Fax(22) 3147



高校生の通学費を助成します

高等学校等(高等学校、高等専門学校(3年生までの期間)、専修学校高等課程)に通学している生徒の保護者に対し、通学費の助成を行います。

受給要件

基準日(令和3年9月1日)現在において市内に住所を有

し、高等学校等に通学している生徒が、次のいずれかに該当する場合

- ・市内の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のりが10km以上あること。
- ・市外の高等学校等に通学し、自宅から学校までの道のり(電車を利用して通学すべきことが妥当と判断される場合は、自宅から自宅の最寄駅までの道のり)が10km以上あること。

助成金額

年額2万5000円

申請書交付・提出先

教育総務課(市役所3階)、または各支所地域振興課

※申請の際には学校長の証明が必要となります。

※申請書様式は二本松市ウェブサイトでダウンロードできます。

申請期間

9月2日(木)

～令和4年2月28日(月)

◎問い合わせ

教育総務課総務係

☎(55) 5149
Fax(22) 3147

幼児教育・保育の無償化

無償化の期間

満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間

※幼稚園の場合は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

※住民税非課税世帯については、0～2歳までの子どもも対象となります。

対象となる事業・施設

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園での教育・保育
- ② 認可外保育施設等での保育
- ③ 幼稚園の預かり保育
- ④ 一時預かり事業
- ⑤ 病児保育事業
- ⑥ ファミリーサポートセンター事業
- ⑦ 就学前の障がい児の発達支援の利用(3～5歳)

※②～⑥は、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

保護者の負担となる経費

- ・ 通園送迎費
- ・ 食材料費(給食費)
- ・ 行事費 など

手続き

対象となる施設に入園・入

所中の方については、施設を通して手続きの方法等をお知らせしていますが、市外の施設を利用されているなどで、案内を受け取っていない場合は、下記までお問い合わせください。

対象事業	月額上限額
幼稚園の保育料 (子ども・子育て支援申請の対象とならない幼稚園)	25,700円
認可外保育施設等の保育料	3～5歳 37,000円
	0～2歳 42,000円
幼稚園の預かり保育料	11,300円 (利用日数×450円) ※いずれか低い方



市外の保育所等を利用されている保護者の方へ、保育料を助成します

子育て世帯の経済的負担を軽減する目的で、保育料助成事業を実施しています。次の施設を利用しているお子さんの保育料も対象となりますので、施設から案内を受け取られていない方は下記までご連絡ください。

対象施設

市外の認可外保育所

対象児童

市内に住所のある児童

助成内容

下表のとおり

助成方法

利用している施設を通して助成します。

※市内の認可外保育所を利用されている方には、順次案内を送付していますが、不明な点については下記までお問い合わせください。

※幼児教育・保育の無償化の対象となる方は、無償化での助成が優先となります。

お問い合わせください。

お問い合わせください。

施設	対象者	助成内容(助成上限額)
認可外保育所	市民税所得割額48,600円未満の世帯の児童	保育料全額助成
	市民税所得割額57,700円未満の世帯の児童で、第2子以降に当たる児童	※ただし事業所内保育所は、次の金額を上限に助成します。
	市民税所得割額57,700円以上の世帯の児童で、 [未就学児のみ] を数えて第2子以降に当たる児童	3歳以上児…月額13,200円 3歳未満児…月額15,600円
	上記以外の児童	月額5,000円

◎お問い合わせ先

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)51112

Fax(22)15447

または各支所地域振興課

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほほうりん

ほほうりん 斎場 二本松市上竹2-286-1
ほほうりん 葬儀ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和 斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山 斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

ヨサン イイクヨー
0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備

